

9. 被措置児童等虐待の状況の公表

(検討中)

10. 被措置児童等虐待の予防等

「2. 基本的な視点」で前述した内容とも重なりますが、施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も、再発防止を図るためには、以下のような取組が施設で進められるよう都道府県として常に配慮することが必要と考えられます。

1) 風通しのよい組織運営

施設においては、被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で臨むこととし、担当者1人で抱え込むことがないようにします。

このためには、ケア体制を考える際に、様々な職種がチームとなって1人の子どもに対応するシステムとするとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うこととします。

被措置児童等の支援に当たっては、個々の職員の援助技術や資質の向上等が求められることはもちろんのことですが、理事会や第三者委員会が十分機能していなかったり、施設長に職員が意見を言えない雰囲気があったり、又は子どもに対する不適切な処遇が日常的に行われており、これが当然という雰囲気があるなど、組織全体として問題があると、深刻な虐待につながる可能性があります。

施設が組織として子どもに対して質の高い支援を行うことができるよう施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図りながら、子どものケアの方針を定め、養育の実践、評価、改善を図るなど、風通しのよい組織作りに努めます。

2) 開かれた組織運営

また、都道府県の監査においては、会計面の監査のみならず、ケアの内容に関しても監査を実施することが必要です。

施設においても、第三者委員の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れることにより運営の透明性を高めるようにします。

透明性を高めるに当たっては、第三者委員を入れるだけ、第三者評価を受けるだけ、というようにそれぞれの仕組みをばらばらに使うのではなく、第三者委員が述べた意見が、法人の理事会、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）のそれぞれに伝わる仕組みを作ることや、それぞれで検討した改善事項について各関係者が共通認識をもち、取り組むなど、それぞれの仕組みが連携できるものとする

ことが重要です。

3) 職員の研修、資質の向上

職員の子どもに対する対応方法が未熟であったり、職員が子どもを抱え込むことなどが要因となり被措置児童等虐待が起こることがあります。職員の個人の主観としては、「子どものため」に行っていることであっても、結果的には被措置児童等虐待につながってしまうこともあります。

このようなことが起こらないよう、まず、職員の意欲を引き出し、これを活性化するための研修や施設での組織的な運営・体制を整えるための研修が必要です。このほか、職員の支援技術向上のための研修を実施することが必要です。また、特定の職員が子どもを抱え込むことがないよう、基幹的職員（スーパーバイザー）が指導することや自立支援計画のマネージメントを実施することなどが必要です。

また、都道府県や地域単位で関係者が集まり、研修会の開催やケーススタディ等を行うことにより、個々の施設職員等の視野が広がるとともに、関係者全体として、被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識の共有化やノウハウの蓄積が期待できます。

4) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

一時保護や、入所措置の際には、子どもの気持ちをよく受け入れつつ、子どもの置かれた状況を可能な限り説明すること、自立支援計画の策定や見直しの際には、子どもの意向や意見を確認、子どもが自らの置かれた状況や今後の支援について理解できていない点があれば再度説明すること、「子どもの権利ノート」等の活用により、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要です。

具体的には、

- ・措置・委託を実施する際に、子どもの置かれている状況の説明、今後の生活についての理解を深めるようにする
 - ・定期的に個別に子どもと話をする機会を設け、子どもが現在置かれている状況に関する意見や疑問等に応える
 - ・自立支援計画の策定や見直しに当たっては、子どもの意見を聴く
 - ・措置変更や措置解除を行う際には、事前に子どもの意見も踏まえる
- 等の取組が必要です。

また、子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、措置・委託時や措置・委託中に子どもが自らの権利を理解するための学習を進めることも重要です。

いずれの場合でも、子どもが自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと、守るべきルールなどについては、子どもがよく理解できるように説明することが必要であり、これらの取組を進める前に、子どもの権利の学習に関する職員等の研修を実施することも考えられます。

<具体的な権利ノートへの記載事項や子どもの権利の学習に関する取組例>

- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催（再掲）
- ・ 「自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取り組みや、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり（再掲）

なお、子ども自らが被害を訴えることができないような子ども（例：乳児・重度の障害児）もいることから、職員の意識向上を図り、相互啓発していくことがよりいっそう望まれます。

被措置児童等虐待通告等受理票（例）

受付日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	受理者	
------	--------------------	-----	--

通告内容

虐待の種類	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト（養育の怠慢・放棄） 4 心理的虐待
-------	--

通告の内容及び子どもの状態

（虐待の内容、時期、子どもの心身の状態、施設等の対応、特に注意を要する事項について）

子どもについて

氏名		男・女	年齢	歳	生年月日	平成 年 月 日
学校等	保育所・幼稚園・（ ）学校・その他				学年	
施設等名称						
施設等住所						
施設等代表者						

虐待者について

氏名		男・女	年齢	歳	
児童との関係					

通告者について

氏名		男・女	児童との関係	
匿名希望	あり・なし	所属		連絡先